

## 重大な消防法令違反の建物を 公表します

## 「違反対象物公表制度」

平成30年 4月1日 から 運用開始!

## ● 違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について 判断できるように重大な消防法令違反のある建物を彦根市のホームページで公表する制度で す。また、総務省消防庁のホームページから、この制度を実施している全国の市町や消防の ホームページを確認することができます。

- 公表の対象となる建物は
  - 飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設など1人で避難することが困難な方が利用する建物が対象です。
- 公表の対象となる区域は 彦根市消防本部管内である彦根市、犬上郡豊郷町、甲良町、多賀町が対象区域です。
- 重大な消防法令違反とは

建物に設置が義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていない違反です。

● 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、その建物の関係者に重大な消防法令違反を通知した日から 14 日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

- ◆ 公表の方法は 彦根市のホームページ内(火災予防関連)へ掲載します。
- ◆ 公表する内容は 建物の名称、所在地、法令違反の内容を掲載します。



## ■建物関係者の皆さまへ

消防法違反となる建物等の大半が無届の増築や改築、棟の接続です。建物の増築、改築、用途変更等をされる際には、事前に消防本部予防課(電話 22-0332)へ相談していただきますようお願いいたします。

※ 公表制度の詳細についてのお問合わせは、彦根市消防本部予防課(22-0332)までお願いします。彦根市のホームページにも掲載しています。(http://city.hikone.shiga.jp)